

2025

みんなの^{こえ}声をとどけよう!

おきなわけん
沖縄県

わかもの

こども・若者モニター

ぼ

しゅう

ちゅう

募集中

10/

31

まで

金

おきなわけん

わかもの

／ 沖縄県こども・若者モニターってなに? ／

おきなわけん

わかもの

みな

いけん

たいせつ

わかもの

沖縄県はこどもや若者の皆さんの意見を大切に、こどもや若者にたいする

とりくみ

い

取組に生かしていきます。そのためには、皆さんの「声を届けたい」という

みな

こえ

とど

きも

たいせつ

い

い

しゃかい

気持ちが大切です。みんなが生き生きとくらせる社会をつくっていくために、

モニター

になって

みなさん

の状況

や必要な

ことを

伝えて

ください!

モニターになれる人

おきなわけん

す

しょうがくせい

だい

わかもの

沖縄県に住んでいる小学生～20代までのこども・若者

応募方法

おきなわけん

せんよう

おうぼ

沖縄県の専用ホームページから応募してください

<https://kodomo-monitor.okinawa/>



事務局

沖縄県こども若者計画推進事業受託コンソーシアム
(株式会社おきぎん経済研究所・株式会社 JOYON)

主催：◎ 沖縄県

お問合せ

おきぎん経済研究所 担当：玉城(タマキ)・新垣(アラカキ)
電話：098-869-8711 メール：oei-corp@okinawa-bank.co.jp

みんなの声をとどけよう！

沖縄県こども・若者モニター 2025

モニターの応募方法

1 専用ホームページにアクセス



2 フォームに情報を入力して応募



- 応募には「氏名」・「生年月」等を入力します。
- 小学生～高校生年代の方は保護者に応募していただく確認してください。

- 表面の2次元バーコードまたはURLから専用ホームページ内の「応募フォーム」へ。
 - 応募フォームに必要な事項を入力し、送信してください。
- ※応募いただいた方全員に結果をお知らせします。

モニターは何をするの？

1 意見を伝えてほしいテーマについてアンケートが届きます



2 アンケート回答



- モニターに決定した方には任期内（2026年3月31日まで）に、アンケートをお送りしますので回答してください。
- ※アンケートはメールでお送りする予定です。



内容が難しい場合は
保護者と確認してね！

「こども・若者モニター」になるには？

1 募集概要

- (1) 募集対象…以下ア～エの条件のすべてにあてはまる方ならどなたでも対象となります。
 - ア 以下のいずれかの区分にあてはまる方
 - ① 小学生
 - ② 中学生
 - ③ 高校生年代
(令和8年3月末時点の年齢が16歳～18歳)
 - ④ 大学生年代～20代の方
(令和8年3月末時点の年齢が19歳～29歳)
 - イ 沖縄県在住の方
 - ウ 自分または保護者のサポートで、日本語のウェブサイトやメールを確認し、回答ができる方
 - エ 自ら主体的に参加する意思のある方
- (2) 募集人数…100名
- (3) 募集期間…令和7年8月22日～10月31日まで
- (4) 応募方法…沖縄県「こども・若者モニター募集」専用サイトの応募フォームに必要な事項を入力の上、応募ください。

【送信いただく主な項目】

氏名、性別、生年月、学校名・学年、住所、メールアドレス（応募者1名につき1アドレス必要）、応募のきっかけ

2 活動内容

- (1) ウェブアンケート
様々なテーマに関するアンケートをメールで送信しますので、しめきりの日までに回答をお願いします。
- (2) 任期
モニター決定の連絡をした日から令和8年3月31日までです。

3 その他

- (1) 募集要項で定める「個人情報の取り扱いについて」に同意した上でご応募ください。
- (2) 個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。
- (3) 小学生から高校生年代の方は、保護者の同意を得てから応募してください。
- (4) 募集対象に該当するかを確認してモニターに決定します。個別の結果にはお答えできませんのでご了承ください。
- (5) 事務局または沖縄県 (aa031607@pref.okinawa.lg.jp) から送付するメールを送受信できる方が対象となりますので、送受信できるように設定してください。
- (6) やむを得ない事情により中止または内容を変更する場合があります。
- (7) 応募の際に虚偽の内容を申請した場合、第三者のメールアドレス、その他の個人情報等を不正に使用した場合に、モニター決定を無効とすることがありますのでご留意ください。
- (8) モニターとして送信、発信した意見等について、個人が特定されない形で公開することがあります。
- (9) 沖縄県が実施する事業のご案内やご協力をお願いする場合があります。(参加や協力は自由に決めてください。)